

富山市シャトルバス運行事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則(平成17年規則第36号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、富山市シャトルバス運行事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「シャトルバス」とは、富山市内で開催するコンベンション(会議、学会及び大会(スポーツ大会を除く。))をいう。以下同じ。)において、参加者が分散している会場を移動するために運行するバスをいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、コンベンションを誘致し、その開催を促進するため、当該コンベンションに係るシャトルバス借上料に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(交付の要件)

第4条 補助金の交付の対象となるコンベンションは、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 富山市コンベンション開催事業補助金交付要綱第4条各号に掲げるすべての要件を満たすものであること。
- (2) コンベンションの参加者が1,000人以上であること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、バス借上料の全額(10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、1回のコンベンションにつき50万円を限度とする。

(交付申請書の添付書類)

第6条 規則第4条第1項に規定する補助金交付申請書に添付する書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画書(様式第1号)
- (2) 収支予算書(様式第2号)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第7条 規則第5条第3項に規定する通知は、富山市シャトルバス運行事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により行うものとする。

(事業計画の変更等の承認申請)

第8条 規則第11条第1項の規定により事業計画の変更等の承認を受けようとする者は、富山市シャトルバス運行事業計画変更(中止・廃止)承認申請書(様

式第4号)により申請しなければならない。

(実績報告書の添付書類)

第9条 規則第12条に規定する実績報告書に添付する書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業実績書(様式第5号)

(2) 収支決算書(様式第6号)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(額の確定通知)

第10条 規則第13条に規定する通知は、富山市シャトルバス運行事業補助金額確定通知書(様式第7号)により行うものとする。

(細則)

第11条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。